

令和3年12月10日

指定管理者の指定について（練馬区立光が丘障害者地域生活支援センター）

## 1 内容

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定に基づき、練馬区立光が丘障害者地域生活支援センターの指定管理者をつぎのとおり指定する。

## 2 指定管理者

東京都八王子市旭町12番4号 日本生命八王子ビル2階201  
社会福祉法人 武蔵野会  
理事長 高橋 信夫

## 3 指定の期間

令和4年4月1日から令和9年3月31日まで（5年間）

## 4 選定の経過

令和3年4月9日	第1回指定管理者選定小委員会 (業務の範囲、利用料金制の採否、応募資格、評価項目・評価基準、指定の期間の審議)
5月18日	令和3年度第1回指定管理者選定委員会 (業務の範囲、利用料金制の採否、応募資格、評価項目・評価基準、指定の期間の審議結果の報告)
6月23日	第2回指定管理者選定小委員会 (募集要項の審議)
7月11日	ねりま区報および練馬区ホームページで公募、募集要項配布開始
7月28日	募集説明会（参加団体数1）
7月29日～8月4日	応募書類受付（経営状況に関する部分・応募団体数1）
7月29日～8月11日	応募書類受付（事業計画に関する部分・応募団体数1）

7月30日	経営診断委託
8月26日	第3回指定管理者選定小委員会 (応募団体運営施設の現地調査) (プレゼンテーションおよびヒアリングの実施) (応募団体の評価、採点)
11月4日	令和3年度第2回指定管理者選定委員会 (応募団体の審査、指定管理者候補の決定)
12月10日	令和3年第四回練馬区議会定例会 (指定管理者指定議案議決)

## 5 選定の理由

選定に当たっては、応募団体の企画書、プレゼンテーションの内容、施設現地調査、経営診断結果その他提出書類等をもとに評価した結果、基幹相談支援センターとして、相談支援の中核的な役割を果たしていく提案があること、地域住民や関係機関等と連携し、地域に根差した事業運営が今後も期待できること等の理由により、社会福祉法人武蔵野会が練馬区立光が丘障害者地域生活支援センターを運営するにふさわしいと判断した。評価項目ごとの評価内容（主な提案の内容、評価した点等）はつぎのとおりである。（審査結果は、別表のとおり）

なお、指定管理者選定委員会および指定管理者選定小委員会では、有識者委員を加えて評価を行った。

### 【団体審査】

#### (1) 安定性・継続性

自己資本比率が高く、経営安全性が優れている。また、資金力や借入金の返済能力が優れており、長期的に安定した事業活動が可能である。

#### (2) 組織体制

個人情報保護、情報セキュリティおよび情報公開に関する規程を整備し、適正に運用している。

労働関係法令に基づき、賃金規程、職員就業規則等を定め、適正に運用している。また、役員等の構成は適正であり、理事会・評議員会は定期的開催されている。

法人内にコンプライアンス委員会を設置し、コンプライアンスに関する規程を整備

し、チェック表の活用や研修の実施等を通じて、職員として求められる倫理や社会規範の意識向上に取り組んでいる。

(3) 団体の施設運営実績

平成19年11月の開設時から、練馬区立光が丘障害者地域生活支援センターの指定管理者として、管理運営を行っているほか、区内施設の指定管理者として練馬区立光が丘福祉園、練馬区立大泉町福祉園、練馬区立北町福祉作業所を運営している。また、都内で相談支援事業や地域生活支援センターなど同種・同規模施設を運営しており、安定した施設運営を行う十分な実績がある。

(4) 区内事業者か否か

区内事業者ではない。

**【提案審査】**

(5) 施設運営体制

利用者が望む地域生活が送れるよう、自主活動などのプログラムを通じて社会参加につなげる提案があり、評価できる。

法人内の相談支援事業所間で、新たにオンラインを活用した情報共有や事例検討を実施するなど、法人施設間で協力して職員を育成する提案があり、評価できる。

職層や年数等に応じた法人共通の研修体系を整備し、個別研修計画を作成するなど、職員の支援力の向上に継続的に取り組む提案があり、評価できる。

利用者ニーズの集約において、新たにオンラインを活用したアンケートを実施する提案があり、評価できる。

新型コロナウイルス感染症拡大防止のための取組として、職員のPCR検査の定期的な受検、設備の消毒、こまめな換気等に取り組んでいるほか、不安を感じる利用者に配慮して相談時間を変更するなど、柔軟な運営に努めており、評価できる。

(6) 利用者等への対応

法人の虐待防止や接遇に関する研修への参加のほか、支援実践集を作成し、施設内で利用者の人権について確認する機会を設けるなど、職員の人権意識の向上に取り組む提案があり、評価できる。

苦情解決規程を整備し、適正に運用しているほか、意見箱を設置するなど、利用者が苦情や意見を伝えやすい環境づくりに取り組む提案があり、評価できる。

(7) 施設の維持管理・安全性への配慮

施設内に防災委員やリスクマネジメント委員を配置し、ヒヤリハット事例の共有や設備の点検、緊急時の防災訓練の実施など、危機管理対策に継続的に取り組む提案があり、評価できる。

近隣の避難拠点運営連絡会に定期的に参加し、近隣住民や学校と災害時に連携できる関係づくりに取り組み、合同訓練等を実施するなど、地域と連携した災害対策を充実させる提案があり、評価できる。

(8) 効率的な管理運営

多様な相談支援ニーズへの対応や民間の相談支援専門員の指導・育成のため、資格と経験を有した職員を配置する提案があり、評価できる。

法人で物品等を一括購入することによりコストを削減させるほか、活動プログラムの講師や施設ボランティアに関する情報を法人内で共有することで、効率的に人員を確保し活動を充実させる提案があり、評価できる。

センター運営に関する情報等を効率的に提供するため、新たにメール配信サービスを活用する提案があり、評価できる。

(9) 施設特性に応じた評価項目

基幹相談支援センターとして、民間の相談支援専門員のスキルアップを図るため、生活困窮やひきこもりなど、複合的な課題への対応を必要とする相談事例を民間相談支援事業所との事例検討会等で活用するほか、困難事例に民間事業所と連携して取り組むことで、専門性を必要とする相談に対応できる体制整備に継続して取り組む提案があり、評価できる。

地域の住民や関係機関等に対し、積極的に講座、研修等を実施することにより、障害特性の理解や地域課題等を共有する様々な関係者とのネットワークの整備に継続して取り組む提案があり、評価できる。

専門機関の実施する研修への参加や所内での事例検討会等により、専門性を高めるとともに、必要に応じて関係する専門機関と連携するなど、多様な障害特性に応じた支援に継続して取り組む提案があり、評価できる。

(10) 地域への貢献

業務の再委託と物品の調達等について、区内事業者を可能な限り活用するほか、専門資格を要する非常勤職員についても区民雇用を積極的に進める提案があり、評価で

きる。

施設運営委員会に地元町会が参画しているほか、地域の防災活動や地区祭等に地元町会と共に連携して取り組む提案があり、評価できる。

地域の音楽祭や演劇ワークショップ等への利用者の参加支援を通じて積極的に地域と関わり、地域における障害者理解を進めるとともに、ボランティアの発掘を行う提案があり、評価できる。

指定管理者（社会福祉法人武蔵野会）選定の審査結果  
（練馬区立光が丘障害者地域生活支援センター）

## 1 評価項目・評価基準

	評価項目	評価基準	配点	得点
団 体 審 査	1 安定性・継続性	(1) 補助金、委託費のみに頼らない自主的運営努力の有無 (2) 事業効率の状況 (3) 資金力の有無 (4) 借入金の返済能力の有無 (5) 経営の安全性	5点	4点
	2 組織体制	(1) 個人情報保護および情報セキュリティ確保のための取組 (2) 情報公開の取組 (3) 法令等の遵守（労働関係法令の遵守を含む。）に対する団体の取組	5点	4点
	3 団体の施設 運営実績	(1) 光が丘障害者地域生活支援センターと同種、同規模施設の運営実績 (2) 現在、運営している施設の状況および施設での取組内容・取組の成果 (3) 過去のトラブルへの対応状況	10点	8点
	4 区内事業者 か否か	(1) 区内事業者である、または構成員に区内事業者が含まれる	10点	0点
提 案 審 査	5 施設運営体制	(1) 施設の設置目的・現状を踏まえた管理・運営の基本的な考え方 (2) 現在のサービス水準の維持および向上のための提案内容 (3) 利用者ニーズの把握とニーズを反映させるための取組 (4) 職員に対する教育、研修体制 (5) 新型コロナウイルス感染症拡大防止のための取組	30点	24点
	6 利用者等への 対応	(1) 利用者への公平公正な対応 (2) 利用者等の人権の配慮 (3) 苦情解決体制 (4) 職員の接遇に関する取組	20点	16点
	7 施設の維持管 理・安全性への 配慮	(1) 日常的な点検体制 (2) 災害その他緊急時の危機管理体制 (3) 管理上の不具合や問題の区への報告体制	30点	24点
	8 効率的な管理 運営	(1) 効率的な人員配置 (2) 再委託の範囲の妥当性 (3) 事業計画と収支計画の妥当性 (4) その他効率的・効果的な施設運営に係る提案 (5) 提案金額の妥当性	30点	24点
	9 施設特性に 応じた評価項目	(1) 障害者相談支援における中核的役割に向けた取組 (2) 多様な障害特性に応じた利用者支援に対する取組	30点	24点
	10 地域への貢献	(1) 区民雇用の促進（非常勤・臨時職員を含む。） (2) 再委託における区内事業者の活用・物品の区内事業者からの調達 (3) 地域、関係機関、ボランティア等との協働・連携の推進	30点	24点
合 計			200点	152点